

委員の皆様からのご意見等

1. 希望する教材

(1) 実際に学校現場の授業で使われるもの、使いやすいもの

- ・教科書・学習ノート・資料集 (DVD 等でデータもあります)
- ・消費者庁 「社会への扉」
- ・DVD・ビデオ教材
- ・先生やファシリテーターが利用できる役割やポイントがわかる「指導の手引」があると良い。(誰が教えても一定の水準を保てるもの)

特にフリマアプリなどを始めとするネットサービスは、一般的に普段から触れている方とそうではない方に大きく分かれるため、授業者の経験に頼らずに、授業者が学習者に適切に解説・説明ができるように教材自体を工夫する必要があると考える。

・「指導の手引」は年度内には完成に至らなくても来年度の教材作成に向けて検討の範囲に入れておけるとよいのではないかと。

・生徒が意見や気づきを記入できる「ワークシート」またはそれに準ずる投稿フォームなどの機能が教材の仕組みとしてあると良い。

・オフラインの授業では、印刷したワークシート配布し、気付いた点や自分の考えをまとめた上で、発表をする形式

(2) デジタル教材

- ・生徒が意見などを投稿・回答ができるフォームがあるとよい。
- ・授業実施後の効果測定やその後の追跡調査ができる仕組み

将来的にはデジタルであるということの強みを活かし、「スタディログ」とあわせて効果測定やその後のフォローアップができると良い。

- ・以下のように実施前と実施後、一定期間経過後の調査ができるとよい。

①授業開始前にアンケートを実施→授業開始前の認識を確認

②授業実施後にアンケートを実施→授業受講後の認識を確認

③授業実施後一定期間後にアンケートを実施→行動や意識に変化があったかを確認する

・事例や登録情報について新しい内容にアップデートできるもの(基礎的なこと(法律など)は、変更があった時のみ対応)

- ・使用する先生方が教えやすいようにカスタマイズできるものがある。
- ・理解度をチェックできるクイズに回答
- ・各クイズについて、回答後、すぐに正誤をチェックできる
- ・章の終わりに「まとめ」テストがある

※正誤状況を教員が集約できる仕組みが必要だと思う

- ・自分が加害者になった場合、具体的にどの程度の損害賠償金が発生するのか？といった点も、受講者の印象に残るのではないかな。
- ・自分がトラブルに巻き込まれていることに気づけるような、例えば質問形式のアプリとか。
- ・高校生はいつもスマホを携帯しているので、スマホに落とせるようなアプリがあると身近な問題解決につながる。
- ・電子マネーの仕組みについて、カードやスマホを使ったときにどのようにお金が動くのかというような動画があれば分かりやすい。
- ・トラブルにあった場合の、未成年取り消しが 18 歳に引き下げられる。トラブルの低年齢化を想定して教材に盛り込むことが必要。
- ・事例紹介の動画などが欲しい。
- ・デジタルプラットフォームについて、「仕組みを理解する。」「注意点を教える。」「トラブルにあった時の対応。(188に電話するとか)」の3つをセットに教えることが必要。

2. 増加しているデジタル関連のトラブル

- ・マルチ商法
- ・情報商材（副業サイト）のトラブル
- ・キャッシュレス決済
- ・有料アプリのサブスク
- ・オンライン会議アプリのトラブル
- ・ライブ配信サービスの投げ銭トラブル

※情報商材のトラブルも急増している。

バイト先の店がコロナで閉店し、家でできるバイトをネットで探してトラブルに遭うケース

カード決済の場合には、カード会社に抗弁書を送り、サイトと交渉する

※クレジットの仕組みは複雑ですが、教材として盛り込んでももらいたい

今後、キャッシュレス決済も増えていくと思うので、図や動画で解説した方がわかりやすいと思う

※有料アプリのサブスクは、アプリをアンインストールしただけでは解約できない。スマホの設定画面から、サブスク又は定期購入の画面を開いて、解約の手続きをする

※オンライン会議アプリは、無料版と有料版がある

登録する時に、表示をよく読んで登録する

知らない人が、オンラインで入ってくるケースもある

ID やパスワードの管理は、しっかりしましょう

・高校を卒業して、地方から都会に出てきてトラブルに合う方が一気に増える。現実の社会に対する教育も必要。

①フリマアプリなどの CtoC で起こりがちなトラブル

- ・お店などでの買い物 (BtoC) との違いをきちんと理解したうえで利用する
- ・従来のような消費者（購入者側）としての立場だけではなく、スマートフォン等の普及に伴い、誰もが気軽に商品を出品したり、サービスを提供したりする側になることができる

・提供者側としての注意点や決まり事をきちんと理解し、もしトラブルが起きてしまった場合の対応（規約がガイドのどこを見るか、どこに相談すればよいか）を予め把握しておく必要がある

- ・フリマのトラブル（C to C 取引）は、個人間取引なので、消費者センターの業務対象外になる。当事者同士での話し合いになるので対応が難しくなるということを理解した上で利用すること

②知らない相手とのコミュニケーション

- ・見知らぬ相手との取引はリスクを伴うということを理解した上で利用すること
- ・自分の言いたいことが相手にきちんと伝わっているか
- ・商品説明、個別のやりとりなど。
- ・SNS における情報モラル・情報リテラシーと共通する観点が多くある

③セキュリティ関連のトラブル・不安

- ・キャッシュレス決済のみならず、ネットサービスのパスワード管理や自分で利用ログを確認するなど、セキュリティに関する啓発や具体的な事例を紹介することも重要

3. その他

- ・インターネット取引の基礎的な知識が必要。
- ・B to C, C to C の違いとトラブル事例。
- ・C to C の問題点など、根本的な消費者問題の原因をしっかりと押さえた教材にする
- ・キャッシュレス決済について。（オートチャージされるプリペイドカード）
- ・クーリングオフ制度について。（すべての契約に使えるわけではない。）
- ・対面による研修とは違い、デジタル化された場合、どこまで身近なこととして受け止めてもらえるかが課題である。
- ・デジタル化によるプラス面、マイナス面を考えて、自分の情報管理の仕方について、どのように教材に反映するかも課題である。
- ・若年層には、デジタルプラットフォームがツールのように使われているが、実は「商取引」だという認識を持ってほしい。
- ・啓発は、相手の方の心に届くかどうかが重要。自分事として考えてもらえるような工夫が必要。
- ・コンテンツだけではなく、指導のためのガイドラインを用意する。